

島根県観光キャラクター『しまねっこ』キャラクター使用取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、島根県観光キャラクター「しまねっこ」キャラクター使用に関する要綱(以下「要綱」という。)第13条の規定に基づき、デザイン等(要綱第1条に規定する「デザイン 等」をいう。以下同じ。)の使用に関し必要な事項を定めるものとする。

(使用許諾の申請)

第2条 使用申請者(要綱第2条に規定する「使用申請者」をいう。以下同じ。)は、要綱第2条第1項の規定により、「しまねっこ」デザイン等有償使用許諾申請書(別記様式第1号の1。以下「有償使用申請書」という。)または「しまねっこ」デザイン等無償使用許諾申請書(別記様式第1号の2。以下「無償使用申請書」という。)を会長(要綱第2条に規定する「会長」をいう。以下同じ。)に提出しなければならない。

2 有償使用申請書または無償使用申請書には、デザイン等を使用しようとする使用品(要綱第9条に規定する「使用品」をいう。以下同じ。)の見本を添付しなければならない。ただし、見本を添付できない場合は、使用品が確認できる写真等を添付するものとする。

(使用許諾契約の締結等)

第3条 会長は、有償使用申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当であると認められるときは、「しまねっこ」デザイン等有償使用許諾契約書(別記様式第2号の1。以下「有償使用許諾契約書」という。)によりデザイン等に係る使用許諾契約を締結するものとする。

2 会長は、無償使用申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当であると認められるときは、「しまねっこ」デザイン等無償使用許諾通知書(別記様式第2号の2。以下「無償使用許諾通知書」という。)により通知するものとする。

3 会長は、有償使用申請書または無償使用申請書の内容が要綱第4条の規定に該当すると認められるときは、「しまねっこ」デザイン等使用不許諾通知書(別記様式第3号)により通知するものとする。

(許諾事項の変更)

第4条 使用者(要綱第3条第3項に規定する「使用者」をいう。以下同じ。)は、有償使用申請書及び無償使用申請書に記載された内容に変更が生じるときは、「しまねっこ」デザイン等有償使用許諾変更申請書(別記様式第4号の1。以下「有償使用変更申請書」という。)または「しまねっこ」デザイン等無償使用許諾変更申請書(別記様式第4号の2。以下「無償使用変更申請書」という。)に有償使用許諾契約書または無償使用許諾通知書を添えて会長に提出し、改めて変更後の使用許諾を受けなければならない。

(使用許諾変更契約の締結等)

第5条 会長は、有償使用変更申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当であると認められるときは、「しまねっこ」デザイン等有償使用許諾変更契約書(別記様式第5号の1。以下「有償使用許諾変更契約書」という。)によりデザイン等に係る使用許諾変更契約を締結するものとする。

2 会長は、無償使用変更申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当であると認められるときは、「しまねっこ」デザイン等無償使用許諾変更通知書(別記様式第5号の2。以下「無償使用許諾変更通知書」という。)により通知するものとする。

3 会長は、有償使用変更申請書または無償使用変更申請書の内容が要綱第4条の規定に該当すると認められるときは、「しまねっこ」デザイン等使用不許諾通知書(別記様式第3号)により通知するものとする。

(在庫)

第6条 要綱第3条第3項中「在庫」とは、使用許諾契約書又は使用許諾通知書(いずれも変更を含む。以下同じ。)に記載された製作数内で同条第1項の期間中に実際に製作した使用品の在庫をいう。同期間中に使用許諾契約書又は使用許諾通知書に記載された製作数より少ない場合は、実際に製作した使用品の数が許諾を受けた数量とみなす。

(使用許諾契約の解除等)

第7条 使用者は、デザイン等を使用する必要がなくなったときは、「しまねっこ」デザイン等(有償使用許諾契約解除・無償使用許諾中止)届(別記様式第6号)に有償使用許諾契約書または無償使用許諾通知書(変更があった場合は有償使用許諾変更契約書または無償使用許諾変更通知書)を添えて、会長に提出しなければならない。

(使用許諾料)

第8条 要綱第8条第1号の商品と第2号の景品を一体として販売等する場合は、各号の規定に従い算出した額のいずれか高い方の額とする。

(証紙の代替措置)

第9条 要綱第9条第1項ただし書き中「使用品の性格上直接貼付することが困難な場合」とは、以下に該当するときとする。

(1)テレビ、インターネット等の放送、通信手段などにより画像で表示するとき

(2)使用品の1回の使用申請数量が5000個以上のとき

(3)役務、サービス

(4)その他使用品の形状、材質等により物理的に困難なとき(パッケージ・包装紙等で包装されている場合は除く)

2 要綱第9条ただし書き中の「代替措置」として、下記の手法を執るものとする。

(1)前項第1号の画像の場合は、使用許諾番号「島観連許諾第 号」とデザイン等の付近に明示する。

(2)前項第2号の使用品の場合は、使用許諾番号「島観連許諾第 号」とデザイン等の付近に印刷等により明示する。

(3)前項第3号の役務、サービスの場合は、チラシ、ポスター、映像など当該役務、サービス等を表記するときに、使用許諾番号「島観連許諾第号」と明記する。

(4)前項第4号のほかその他困難な場合は、会長の指示による手法とする。

(無償使用)

第10条 要綱第10条第1項第1号オ「公益上の観点から、会長が無償とすることが適当であると認める」とは、以下の全てを満たすものをいう。

①無償で配布若しくは提供(景品を除く)されるもの又は閲覧できるもの。

②特定の企業・商品等のイメージ付けにならないもの。

③商品又は景品と一体とならないもの。

④県への誘客効果が期待できる場合、又はデザイン等の普及・認知向上の効果が期待できる場合

2 要綱第10条の無償使用の場合は、使用許諾番号(「島観連許諾第 号」と記載すること。)を使用品に明示すること。

(生産量が推測できない場合)

第11条 要綱第11条ただし書き中「生産量が推測できない場合」とは、以下のことをいう。ただし、会長が申請内容から算定が可能と判断した場合は、除く。

(1)役務、サービスであって事前に件数が予測できない場合

(2)受注販売であって事前に受注数が予測できない場合

2 要綱第11条ただし書き中「年度末日」とは、要綱第3条第1項のただし書きにより短縮した場合はその期間の末日をいう。

(使用上の遵守事項)

第12条 使用者は、以上の規定のほか、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1)第三者がデザイン等を侵害し、または侵害しようとしている事実を発見した場合は、直ちに連盟に連絡すること。

(2)第三者との係争、審判、訴訟等について、連盟に協力して対処し、具体的措置の方法、費用負担等については、その都度両者協議して決定すること。

(3)使用者は、デザイン等を付した使用品の瑕疵により第三者に損害を不えた場合は、これに対し全責任を負い、連盟に迷惑を及ぼさないよう処理すること。

(4)連盟から要請があった場合は、デザイン等の使用実態を報告し、または使用品を提出すること。

(5)使用者が、デザイン等の使用に際して、故意または過失により連盟に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を連盟に賠償すること。

付 則

この要領は、平成23年2月16日から施行する。

付 則

この要領は、平成24年5月18日から施行する。

付 則

第1条 要綱第10条第1号オ「その他公益上の観点から、会長が無償とすることが適当であると認めるとき。」に、当分の間、島根県内に事業所等を有する企業、団体及び個人が、商品及び景品等にデザインを使用する場合を対象とする。

第2条 この要領は、平成26年7月1日から施行する。